

## 【採用決定者の退職に対する成功報酬の返金】

人材の採用決定権がすべて求人者にあることに鑑み、採用決定者が採用決定後弊社の責に帰すべき事由によらずして退社した場合には、弊社は何らの責任を負わないものとする。但し、採用決定者が雇用契約締結後、採用決定者の責に帰すべき事由により雇用契約終了、または勤務成績や作業能率が著しく不良で向上の見込みがなく就業に適さないと判断された場合、入社後、１ヵ月未満については、コンサルタントフィーの５０％を返還する。

また、紹介された人材が在留資格に係る申請が不許可となった場合、その手続きに要した費用、及びコンサルタントフィーを返還する。

・事業所名 株式会社平山グローバルサポーター  
許可番号（23-ユ-301786）